大成学園同窓会

同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は大成学園同窓会と称する。

(本部・事務局)

第 2 条 本会は本部及び事務局を東京都三鷹市上連雀6丁目7番5号、 大成学園内に置く。

(支部)

第 3 条 本会は支部を設置し組織する。

2. 支部会に関しては、別に内規に定める。

(目的)

第 4 条 本会は会員相互の交誼を厚くし、母校の校風を発揚し、その存続 発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会員)

第 5 条 会員は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 旧制度の大成中学校を卒業した者、又は第4学年を修了 し、 上級学校に進学した者。
- (2) 新制度の大成中学校を卒業した者。
- (3) 大成高等学校を卒業した者。

(認定会員)

2. 前期の学校 [以下大成学園と称する] を中途退学し、入会を 希望する者で、理事会で承認された者。

(特別会員)

3. 特別会員は、大成学園の現・旧教職員とする。

第3章 事業

(目的)

- 第 6 条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 会員親睦の会の開催。
 - (2) 母校発展のための援助。
 - (3) 会員名簿の整備・作成・出版。
 - (4) 会報発行。

(5) その他、目的達成に必要な事業。

第4章 会 費

(会費)

- 第 7 条 正会員の会費は終身会費一金10,000円とする。
 - 2. 1993年以降の大成学園卒業生は、卒業時に終身会費を納入し、入会する。
 - 3. 特別会員からは、会費を徴収しない。

第5章 総 会

(総会)

- 第 8 条 本会は、原則として毎年1回総会を開催し、次の事項を議決る。
 - (1) 当該年度の事業報告及び決算。
 - (2) 新年度の事業計画及び予算。
 - (3) 役員選出。
 - (4) 会則の変更。
 - (5) その他必要な事項。

第6章 役 員

(役員)

- 第 9 条 本会には次の定数の役員を置く。
 - (1) 理事 若干名
 - (2) 監事 2人
 - (3) 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
 - (4) 理事のうち若干名を常務理事とする。常務理事は会長が任命し、総会に報告する。
 - (5) 常務理事のうちから若干名の副会長を置く。副会長は常務 理事の互選により、会長が任命し、総会に報告する。

(理事会)

- 第10条 本会の業務の決定は理事会によって行い、総会の承認を得るものとする。また、緊急を要する事項については、総会に代わり決定執行し、総会が開かれない時は、理事会の決議を総会の決議事項とする。
 - 2. 理事会は理事をもって組織する。
 - 3. 理事会は随時会長が招集する。
 - 4. 理事会の議長は会長とする。

5. 理事会の議事は、理事の過半数で決する。

(常務理事会)

第11条 常務理事会については、別に理事会において定める。

(名誉会長・顧問・相談役)

- 第12条 本会に、名誉会長・顧問・相談役を置くことができる。
 - 2. 名誉会長・顧問・相談役は理事会の推挙により、会長が委嘱し、会の運営について会長の諮問に答えるほか、会議に 出席して意見を述べることができる。

(役員・理事の権限・職務)

- 第13条 会長は、本会を代表する。
 - 2. 会長は本会会則に則ってその職務を行い、その他本会内部の事 務を総括する。
 - 3. 副会長は本会の業務を分担して行い、会長を補佐する。
 - 4. 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の互 選により会長代行を決め、会長の職務を代理し又は会長の職務 を行う。
 - 5. 常務理事は副会長を補佐する。

(会長の職務)

- 第14条 会長の職務は次の通りとする。
 - (1) 渉外
 - (2) 財産の管理
 - (3) 本会業務・事業の遂行
 - (4) 本会の目的に沿った事業の立案・計画・実施
 - (5) その他、理事会で定めたこと

(制限)

- 第 1 5 条 次に掲げる事項については、理事会の決議を経て、総会の承認 を要する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 会則の変更
 - (3) 役員改選

(監事の職務)

- 第16条 監事の職務は次の通りとする。
 - (1) 財産の状況・理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) 財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意

見を述べ、総会に報告すること。

(役員の選出)

- 第17条 理事は、本会の会員となって5年を経過した者の中から、理事 会の議決を経て、総会の承認を得た者とする。
 - 2. 監事は総会において選出する。

(役員の任期と補充)

- 第18条 役員の任期は3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員 の任期は前任者の残任期間とする。
 - 2. 役員は再任されることができる。
 - 3. 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、 なおその職務を行う。

第7章 幹 事

(幹事)

- 第19条 本会に幹事を置く。
 - 2 幹事は、会長が任命する。
 - 3. 幹事は、同一年次、2名以上を置く。
 - 4. 幹事は、同一卒業年次の会員相互の連絡及び本会事務局との連絡にあたる。

(幹事の任期と補充)

- 第20条 幹事の任期は1年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠幹事の任期は前任者の残任期間とする。
 - 2. 幹事は再任されることができる。
 - 3. 幹事は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまで、 なおその職務を行う。

第8章 資産及び会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(細則)

第23条 本会則の実施にあたって必要な細則は、理事会でこれを決めること

付 則

(会則の施行)

第24条 この会則は平成4年6月6日改定し、同年4月1日から適用する。 2. 平成5年6月5日改定し、同年4月1日から適用する。